

令和7年度の実施方針の策定の見通しの公表について（令和7年10月10日現在）

さいたま市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第15条、及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条による公表は下表のとおりです。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合や、下表に掲載されていない事業について実施方針を策定する場合があります。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管課
中央区役所周辺の公共施設再編事業	契約締結から23年間程度（予定）	PFI事業者は中央区役所周辺の公共施設再編事業に係る設計、建設、維持管理運営業務等を実施する。	中央区下落合5丁目7-10外	令和7年10月中旬（予定）	都市局まちづくり推進部 まちづくり総務課 電話 048-829-1445（直通）

※本事業は、令和7年9月19日に特定事業の選定の取消しを公表した「中央区役所周辺の公共施設再編事業」の事業内容を一部変更した上で、実施方針を策定するものです。